「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更(平成25年10月14日)

	(十)及 23 平 10 万 14 日)
現 行	変 更 後
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
第1条~第3条 (省 略)	第1条~第3条 (現行どおり)
(報酬の額及び支払いの時期)	(報酬の額及び支払いの時期)
第4条 (省略)	第4条 (現行どおり)
(1)投資助言報酬	(1)投資助言報酬
シストレ24における投資助言報酬	シストレ24における投資助言報酬
は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)	は、すべての通貨ペア1,000通貨(1 k)
あたり <u>10</u> 円(税込)を助言報酬として	あたり <u>3</u> 円(税込)を助言報酬として
徴収する。	徴収する。
(2) 報酬等の支払い時期、方法	(2) 報酬等の支払い時期、方法
シストレ24における投資助言報酬	シストレ24における投資助言報酬
として、取引数量1,000通貨 (1 k)	として、取引数量1,000通貨(1 k)
毎に <u>10</u> 円(税込)を甲から徴収する。	毎に <u>3</u> 円(税込)を甲から徴収する。
この投資助言報酬はスプレッドに含	この投資助言報酬はスプレッドに含
まれており、自動売買、手動売買の区	まれており、自動売買、手動売買の区
別なく徴収する。	別なく徴収する。
(以下省略)	(以後現行どおり)
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 10 月 14 日